

特集1

ADRとは何か



早川 吉尚 Hayakawa Yoshihisa

立教大学法学部 教授、弁護士（弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所）

法制審議会、産業構造審議会等の委員等を歴任し国内立法に関与するほか、国際連合国際商取引法委員会、ハーグ国際私法会議、アジア太平洋経済協力（APEC）、国際標準化機構（ISO）等での国際立法に日本政府代表として関与

ADRとは

ADRとは「Alternative Dispute Resolution」の略であり、日本語としては「裁判外紛争解決」と訳されることが多いです。すなわち、「alternative（それ以外に選択可能な何か）」における「それ」とは「裁判」のことであり、国家が用意する「裁判所」における「裁判」という紛争解決サービスとは別に用意される紛争解決サービスのことを指しています。

そもそも人類が国家の存在を求めるようになったのは、2人以上の人間が存在するところには必ず何らかの紛争があり、その紛争の終局的な解決のために権威ある判断を下してくれる存在が必要であったからです。

例えば、わが国における鎌倉幕府の誕生も、その当時の新興勢力であった武士（そもそもは武装した農民である）の間に絶えず発生する紛争について、（犠牲が多いうえに様々な禍根を残す武力闘争という手法ではない）平和的解決手段の提供主体を構築するために、武士たち自らが立ち上げたという側面があります。

そして現在においても、何らかの紛争が発生した場合に、一方の当事者が当該紛争を解決したいと望み、しかし、他方当事者は（現状で構わないと思うがゆえに）紛争の解決など必要はないと考えている場合であっても、一定の条件が揃えば（他方当事者が参加を望まない場合でも）裁判手続が開始され、裁判所による裁判が進め

られるようになっています。それは、（紛争が山積する社会ではとても望めない）「秩序」の維持という重要な役割の国家による実践でもありません。

しかし、裁判所を運営するための財源は国民が支払う税金であり、その運用には効率性も求められます。そこで、裁判という紛争解決サービスについては、社会秩序維持というその目的を損なわない範囲で、一定の「型」が用意されています。もちろんその「型」は、社会の中に存在する大多数の紛争形態に適したものですが、紛争類型には実に様々なものがあり、そのすべてに100%万能というわけではありません。

そこで、当事者が望むのであれば、（裁判所が用意する「型」とは別の）当該紛争類型の形態に最も適した紛争解決手法の選択がなされるべきであり、そうした選択を可能にする裁判以外の紛争解決サービスが用意されるべきであるという声が高まるようになります。これがアメリカを中心に1960年代頃から見いだされるようになった「ADR Movement」であり、その中心は「mediation」という紛争解決手法の奨励でした。

紛争解決の手法

紛争解決の手法は、一般に、当事者間での和合意の探求により解決しようとするもの（和合意探究型）と、権威ある第三者による拘束力ある裁定によって解決しようとするもの（裁定型）に大きく分かれます。

前者には「あっせん」や「調停」と呼ばれる紛争解決手段が属し、後者の代表は「裁判」です。「仲裁」と呼ばれる紛争解決手段は、拘束力ある裁定を下す第三者を当事者が選定できるという点で「裁判」とは異なりますが、その本質は「裁判」とは変わりません。

もっとも、国家により「型」が決められている「裁判」とは異なり、「裁判以外の紛争解決手法」という消極的な定義しかないADRにおいては、多種多様な紛争解決手法が併存しています。さらに細かな積極的な定義や分類を行ったとしても、結局、当該定義・分類からはみ出してくる紛争解決サービスが見いだされることが少なくはなく、また、そのこと自体も否定されるべきではありません。

例えば、前述のmediationはわが国では「調停」と訳されることも多いですが、細かに見るとその実態は大きく異なります。わが国における「調停」の中心は裁判所が用意する「民事調停」「家事調停」ですが、そこでは、社会的に権威のある立場の者が就任することが多い「調停委員」、さらにそこに裁判官をも加えた「調停委員会」が、それぞれの当事者から別異に話を聞いて、時に自らの和解案を提示してその受諾に向けてそれぞれの当事者を説得するといった手続がなされます。これに対し、アメリカのmediationにおいては、両当事者の同席が原則であり、中立な第三者たるmediatorは当事者間の和解に向けた話し合いのための交通整理役に徹することが多いです。とすると、mediationを「調停」と訳した場合、実態とはまったく異なるイメージでmediationを理解してしまうおそれがあるということになります。

定義や分類には、抽象的な言葉を聞いただけでその内容のおおむねの理解が可能であるという利点がありますが、多種多様な紛争解決サー

ビスが存在することを前提としたADRにおいては、そこに一定の危険性があることについても留意が必要です。当該紛争解決サービスが具体的にどのように進められるのか、個別具体的に認識することが極めて重要です*1。

わが国の現行法

以上のようにADRとは、「裁判」以外に多種多様に存在する紛争解決サービスを指すものであり、国家により提供される紛争解決サービスである「裁判」とは異なり、国家法により必ずしも規律がなされる必要はない存在です。しかし、当該ADRに何らかのかたちで国家が関与する場合には、その限度で国家法による規律が用意される必要が出てきます。

仲裁法

国家法の最たるものが、裁定型ADRの典型である「仲裁」につき規律する「仲裁法」です。

仲裁の最大の特徴は、手続の結果として下された裁定である「仲裁判断」に、訴訟の結果として下される「判決」と同様の拘束力(既判力)が与えられ、かつ、国家が提供する強制執行手続を利用する資格(執行力)も与えられるという点です。また、仲裁手続により紛争解決する旨の当事者間の合意である「仲裁合意」が存在すれば、裁判所に訴えを提起したとしても却下されてしまうという効果も与えられ(妨訴抗弁)、さらに、そのような強力な効力を伴う仲裁判断を下す権限を与えられた仲裁人は裁判官と同様に収賄罪の対象となります。こうした規律は国家法にしか与えることができず、以上の点を中心に(当事者間で自由に決定できる余地は大きいものの)仲裁法により一定の規律が与えられています。

民間事業者による紛争解決サービスに関する法

それ以外のADRについても、例えば、「裁判外

*1 以上につき、拙稿「日本のADRの批判的考察—米国の視点から—」(立教法学会『立教法学』54号 174~226ページ、2000年)を参照

紛争解決手続の利用の促進に関する法律」があります。その最大の特徴は、和解合意探求型の紛争解決サービスを提供する民間事業者に対し、一定の要件の充足を条件に国家による「認証」を与えるという点です*2。

国家による認証が与えられた場合には、当該民間事業者は「かいけつサポート(認証紛争解決サービス)」というロゴマークの使用が可能となり、利用者がADR機関を選定する際の信頼性の1つの指標として機能することとなります。また、手続を進めているうちに消滅時効が完成してしまうおそれがあることに對し、認証事業者の手続については時効完成に猶予が与えられます。さらに、近時の改正において、認証事業者の手続の下で合意に至った和解について、裁判所における決定を条件に強制執行手続の利用も可能になりました。このような効力、及び、その前提としての認証制度の運用についても、国家法の下でしか実現できず、そのために同法が存在しているといえます。

国の紛争解決サービスに関する法

このほか、民間事業者以外、すなわち、裁判所以外の国家機関により提供されている紛争解決サービスも存在しており、その設置に際しては国家法による規律が必要です。すなわち、公害紛争処理法の規律を受ける「公害等調整委員会」、建設業法の規律を受ける「建設工事紛争審査会」などであり、独立行政法人国民生活センター法の規律を受ける「国民生活センター」の下において提供される(後述の)紛争解決サービスも、その1つに分類することが可能です。

ADR利用におけるメリットと課題

前述したように、多種多様に存在する紛争類型・形態に対して、裁判所における「裁判」は1つ

の「型」の紛争解決手法しか提供できません。これに對し、ADRではそれぞれの紛争類型・形態に適した紛争解決手法によって解決を試みることが可能です。この点が、ADRを利用することの最大のメリットです。裁判所が用意する「民事調停」「家事調停」も、「裁判」ではないという点で「『裁判』外紛争解決」であると定義することも不可能ではありませんが、前述したように、その紛争解決手法にはやはり1つの「型」があります。したがって、「民事調停」「家事調停」以外の和解探求型の紛争解決サービスを裁判所以外の主体が提供することは、多種多様な紛争解決手法の提供という点で大きな意義を有しています。

専門家の関与

紛争解決手法の多様性につき、より具体的に言えば、例えば、専門家の関与です。裁判官は法律の専門家ではありますが、特定の分野につき専門的な知識を有しているわけではありません。しかし、例えば仲裁に関しては、海運業界で長らく働いてきた方々を仲裁人としてリスト化した海事仲裁の専門機関、建設業界で長らく働いてきた方々を仲裁人としてリスト化した建設仲裁の専門機関、スポーツ界で活躍してきた方々を仲裁人としてリスト化したスポーツ仲裁の専門機関というように、当該分野につき誰よりも知識・経験がある真の専門家による判断を仰ぐことができるADR機関が多数存在しています。また、和解合意探求型のADR機関についても、分野ごとに専門特化しているものが多数存在しています。

「型」の多様性

前述の紛争解決手法の「型」自体の多様性も重要です。例えば、裁定型ADRの例ですが、「日本知的財産仲裁センター」が提供しているインターネットの「ドメイン名」(例えば、****.co.jpといったインターネット上のアドレスであれば、そ

*2 法務省「かいけつサポート」ウェブサイト「認証制度について」<https://www.adr.go.jp/prospects/certification-system/>

こにおける****部分)の不正取得の有無をめぐる紛争解決サービスでは、紛争解決のために策定された独自の簡易な判断基準の下、オンライン上だけで迅速に裁定が下されるしくみが構築されています*3。

ただし、迅速に判断が下される分だけ、当該裁定には既判力をあえて与えず、裁定に不満ある者の裁判所への提訴を認めています。もっとも、ほとんどすべての事案では、さらなる裁判所への提訴はなされず、当該裁定の結論に従ってドメイン名の移転や抹消が関係機関により実行されており、結果として、迅速な紛争解決が実現されています。

また、和解合意探求型のADRについても、前述したアメリカ型のmediationのような紛争解決サービスを実現しているADR機関がわが国にも登場してきているなど、当該紛争の種類・形態に最も適する「型」の紛争解決手法が多種多様に存在する紛争解決サービスの中から選択できるようになってきています。

様々な課題

他方で、ADRの利用には様々な課題も存在しています。その1つは、(税金を財源とする「裁判」や裁判所が用意する「民事調停」「家事調停」、裁判所以外の国家機関が用意する前記の紛争解決サービスとは異なり)民間のADR機関については、当事者からの利用料金を唯一の財源とせざるを得ないものが多く、財政的な制約ゆえにギリギリの運営を強いられているものが少なくはないという問題です。結果、事務局員、そして、仲裁人や調停人といった中立的な第三者について、ボランティア的な働きを求めざるを得ないという状況も散見されています。

また、ADRに対する一般の方々の理解が必ず

しも進んでおらず、その結果、活発には利用されていないというADR機関も少なくはありません。しかも、ADRにおいては(裁判とは異なり)当事者間に当該ADRを利用する旨の合意がない限り手続を進めることができないという本質的限界があるため、かかる十分な理解を当事者の双方が有している必要もあります。また、特に日本人については、前記のような公の機関が提供する紛争解決サービスのほうに、より強い信頼感を覚える傾向があることは否定できないことも、民間のADR機関の利用を躊躇させる1つの要因となっています。

ADR機関に対する財政支援、ADRに関するさらなる広報活動や教育啓発活動。これらが現在における国家的な課題といえるでしょう。

消費者紛争にかかわる紛争解決の現状とODR

以上のようにわが国のADRの状況につき概観してきましたが、消費者紛争との関係での紛争解決の現状に焦点を絞った場合はどうでしょうか。

消費者紛争との関係では、わが国においては、前述の国民生活センター、さらには、地方公共団体が設置する「消費生活センター」が重要な機能を果たしています。その中心は「苦情相談」ですが、他方で国民生活センターには「紛争解決委員会」も置かれており、「和解の仲介」が行われています(制度的にはさらに「仲裁」も用意されているが、利用のほとんどすべては「和解の仲介」である。なお、かかる国民生活センターのADRについては、本誌の**特集2**において紹介がなされているため、詳細についてはそちらに譲りたい)*4。

*3 日本知的財産仲裁センターウェブサイト「JPドメイン名紛争処理」<https://www.ip-adr.gr.jp/business/domain/>

*4 国民生活センターウェブサイト「国民生活センター紛争解決委員会によるADRの概要」<https://www.kokusen.go.jp/adr/hunsou/hunsou.html>

海外事業者との紛争の増加

ところで、近時においては、海外事業者との間でオンライン取引の拡大に伴い、越境消費者紛争の件数も増大しています。この点、わが国の民事訴訟法ではその3条の4第1項において、海外事業者に対する国際訴訟であっても消費者の住所が日本にある場合には日本に管轄を認めており、また、その3条の7第5項において消費者の住所地国以外を指定する国際裁判管轄合意の効力を原則として否定しています。

さらに、日本の国際私法法規である「法の適用に関する通則法」は、その11条において、消費者の常居所地国の消費者保護法規の適用を(契約準拠法が消費者の常居所地国法以外として合意されている場合でも)原則として認めています。したがって、日本の消費者は海外事業者に対して日本の消費者保護法を根拠に日本の裁判所で訴訟を提起することができるということになりますが、消費者取引における一般的な係争額を考えると、そのような極めて少額の紛争のためだけに消費者が国際訴訟を提起することを期待するのは、費用や手間を考えると非現実的です。

そこで、ADRの活用が期待されることとなります。この点、国民生活センターは、越境消費者紛争の解決に助力すべく「越境消費者センター」をその内部に設置しています*5。同センターは海外に多くの連携機関を有しており、(苦情を伝えたくても言語的にそれが難しい)わが国の消費者が日本語で相談すれば、当該苦情を翻訳したうえで(海外連携機関を介して)当該海外事業

者に当該苦情を伝えるといったサービスを行っています。もっともそれは、あくまでも二当事者間の和解交渉の円滑化への助力に過ぎず、厳密にはADRとはいえません。

ODR活用への期待

そこで現在活用が期待されているのが、紛争解決にオンラインを活用するOnline Dispute Resolution (ODR)です。オンライン上ですべての手続が完了するのであれば、当該事業者の所在が国内か海外かは、紛争解決手続との関係では関係がなくなります。その世界的な活用拡大のため、国連の「国際商取引法委員会 (UNCITRAL)」においてその基本スキームが提示され*6、「アジア太平洋経済協力 (APEC)」においてモデル手続規則が策定され*7、「国際標準化機構 (ISO)」において事業者向けのガイドラインも策定されています*8。

実際にも近年のアメリカをはじめとする各国でのODRの活用の拡大には目覚ましいものがあり、消費者紛争、特に越境消費者紛争の解決の切り札として、現在注目されています。

わが国での活用はまだまだこれからですが、法務省による実証実験も進められており*9、消費者紛争の解決を中心にADRの新たなかたちでの展開として大いに期待されています。

*5 国民生活センター 越境消費者センター <https://www.ccj.kokusen.go.jp/>

*6 国際商取引法委員会 (UNCITRAL) [UNCITRAL Technical Notes on Online Dispute Resolution] https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/v1700382_english_technical_notes_on_odr.pdf

*7 アジア太平洋経済協力 (APEC) [APEC Collaborative Framework for Online Dispute Resolution of Cross-Border Business-to-Business Disputes - Endorsed] https://mddb.apec.org/Documents/2019/EC/EC2/19_ec2_022.pdf

*8 国際標準化機構 (ISO) [Transaction assurance in e-commerce — Guidelines for offering online dispute resolution services] <https://www.iso.org/standard/84834.html?browse=tc>

*9 法務省「ODRの社会実装の促進に関する調査研究 (ODR実証事業)に係る報告書」(2024年3月29日) https://www.moj.go.jp/housei/adr/housei10_00008.html